

## 平塚市空家等対策計画（現行計画）に関する各取組の評価及び改定計画における対応の考え方（詳細一覧）（評価対象期間：平成30年度～令和3年度末）

基本施策	取組施策	具体的取組	実施する取組・対応	関係課	関連団体	実施状況	評価（達成状況）	対応の考え方	
<b>I 情報の共有と管理</b> 空家等に関する様々な情報について、周知啓発や必要な情報共有を進め、市民等との協働によって空家等対策を推進できる環境を整えるとともに、空家等に関する情報を適正に管理し、有効に活用しながら空家等への対策を進めます。	1 周知啓発の推進	(1) 広報機会をとらえた幅広い周知啓発	空家等に関するパンフレット等を作成し、様々な機会をとらえて広く配布することなど、適正管理や相続登記等、その他空家等に関する情報の周知啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設へのチラシの配架</li> <li>固定資産税納税通知書へのチラシ同封</li> <li>各課窓口やイベントでのチラシ配布</li> </ul>	まちづくり政策課 固定資産税課 環境政策課 環境保全課 建築指導課 土木総務課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設（公民館・福祉村・よろず相談センター等）に周知チラシを配架した。</li> <li>まちづくり政策課窓口で相談者等に対してチラシ配付を行った。</li> <li>ワーキング会議等で関係課に周知を依頼した。</li> <li>市外に居住する所有者等へ向け、固定資産税納税通知書にチラシを同封した。</li> </ul>	達成	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。</li> <li>適正管理や相続登記等、その他空家等に関する情報の周知啓発のために引き続き必要であるため取組を継続する。</li> </ul>	
		(2) 空家等の管理促進についての周知	「空家等管理促進月間」を設定するなど、所有者等に対して空家等の管理に関する情報発信や意識啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理促進月間の設定（6月）</li> <li>広報での周知</li> <li>空家相談会の実施</li> </ul>	まちづくり政策課	協定団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理促進月間である6月に合わせ、庁内職員向けに空家の情報提供の依頼を行った。</li> <li>広報ひらつかで空家の適正管理を促す周知を行った。</li> <li>空家の発生防止と解消を目的とした（一社）かながわFP生活相談センター主催のセミナー・相談会が、本市の後援により開催された。</li> <li>よろず相談センターへのエンディングノート説明会に出席し周知した。</li> </ul>	達成	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。</li> <li>所有者等に対して空家等の管理に関する情報発信や意識啓発のために引き続き必要であるため取組を継続する。</li> </ul>
		(3) ひとり暮らし高齢者への情報提供	ひとり暮らし高齢者に対して相談支援を行う場合において、必要に応じて空家等に関する情報提供を行い、周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>よろず相談センターへのチラシ配架</li> <li>民生委員を通じてチラシ配布</li> </ul>	まちづくり政策課 福祉総務課 高齢福祉課 地域包括ケア推進課	高齢者よろず相談センター 民生委員児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>よろず相談センターに周知チラシを配架した。【再掲】</li> <li>民生委員児童委員に対し、周知チラシ回覧の依頼を行った。</li> <li>よろず相談センターへのエンディングノート説明会に出席し周知した。【再掲】</li> </ul>	達成	【継続（促進）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。</li> <li>ひとり暮らし高齢者に対して相談支援を行う場合において、必要に応じた空家等に関する情報提供、周知のために引き続き必要であるため取組を継続する。</li> <li>ひとり暮らしの高齢者が増加する傾向にあることから、将来的に空家等になってしまう要因の一つと考えられるため、平塚市版エンディングノート「わたしのノート」と合せた啓発等の効果的な対応を検討していく。</li> </ul>
	2 情報共有の充実	(1) 空家等相談についての総合窓口の設置	市民等からの空家等に関する相談について総合的な相談窓口を設置することで、市民等からの様々な相談に対し、全庁的な体制によるワンストップサービスを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり政策課窓口表示</li> </ul>	まちづくり政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり政策課窓口を総合相談窓口として対応した。</li> <li>広報ひらつかで、窓口をまちづくり政策課として周知を行った。</li> </ul>	達成	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。</li> <li>市民等からの様々な相談に対し、全庁的な体制によるワンストップサービスのために引き続き必要であるため取組を継続する。</li> </ul>
		(2) 地域との情報連携	協働により空家等対策の推進に取り組みことができるよう、自治会等の地域関連団体に必要な情報を提供するとともに、地域に向いて情報収集に努めるなど、地域との情報連携を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平自連と民児協への説明</li> <li>自治会の先進事例収集</li> </ul>	まちづくり政策課 協働推進課 福祉総務課	民生委員児童委員協議会 自治会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員児童委員に対し、周知チラシ回覧の依頼を行った。【再掲】</li> <li>自治会に周知チラシ回覧の依頼を行った。</li> <li>単位自治会に対して空家等に対する取組事例を紹介し、情報共有した。</li> </ul>	達成	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。</li> <li>地域との情報連携のために引き続き必要であるため取組を継続する。</li> </ul>
		(3) 関連する部署との定期的な情報連携	空家等対策に係る関連する部署において定期的に情報共有を確認し、適切に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーキング会議での情報共有</li> </ul>	ワーキング会議関係課		<ul style="list-style-type: none"> <li>担当者級ワーキング会議を実施し、情報共有した。</li> <li>ワーキング会議の他、課長級推進会議及び部長級調整会議を実施し、情報共有、空家等対策に関する課題の解決に向けた取組の推進や庁内調整等に努めた。</li> </ul>	達成	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。</li> <li>空家等対策に係る関連する部署において定期的な情報共有のために引き続き必要であるため取組を継続する。</li> </ul>
		(4) 県・近隣自治体との情報連携	神奈川県や近隣市町村との空家等対策に係る情報共有や行政間連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県担当者会議での情報交換と情報共有</li> </ul>	まちづくり政策課	神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>県空家対策行政実務者会議に参加した。</li> <li>全国建設研修センターの空き家対策研修の講義を通して、全国の事例等の考察及び参加した他市町村職員との実務等に係る情報共有を行った。</li> </ul>	達成	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。</li> <li>他市町村等との空家等対策に係る情報共有や行政間連携のために引き続き必要であるため取組を継続する。</li> </ul>
	3 情報の適正な管理	(1) 実態調査等の実施	市内の空家等について実態調査等を実施し、市内に所在する空家等の実態把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画基礎調査</li> <li>自治会アンケート</li> </ul>	まちづくり政策課	自治会連絡協議会（東海大学）	<ul style="list-style-type: none"> <li>東海大学と連携して花水地区及び岡崎地区の実態調査を行った。</li> <li>重点対策地区の一部において、水道の閉栓データを活用したサンプル調査を実施した。</li> <li>周辺に影響を及ぼしている管理不全空家等については、定期巡回や相談を受けた都度現地調査を行った。</li> </ul>	達成	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一部達成された。</li> <li>※改定計画では、より実態に近い状況を把握するために、県営水道の閉栓情報をもとに、住宅地図で位置を確認し、あわせて現地調査や登記事項証明書取得等による補完的調査を実施する。</li> </ul>
		(2) 空家等データベースの構築	収集した空家等に関する情報を集約する空家等データベースを構築し、情報の共有と有効活用を図ります。収集した情報は定期的に確認し、常に最新の情報に更新するよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>データベースの運用と更新</li> </ul>	まちづくり政策課 案件対応関連課		<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスによるデータベースにより空家等情報を管理し、相談対応や文書送付に活用した。</li> <li>関係各課の担当者が、データベースにアクセス可能とすることで情報共有の徹底を行った。</li> </ul>	達成	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。</li> <li>収集した空家等に関する情報の集約、共有、有効活用等のために引き続き必要であるため取組を継続する。</li> </ul>
		(3) 個人情報の適正な管理	空家等に関する情報を共有する部署においては、法や「平塚市個人情報保護条例」に基づき、空家等に関して収集した情報について適正に管理します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱事務登録</li> </ul>	まちづくり政策課 固定資産税課 環境政策課 環境保全課 建築指導課 土木総務課 消防署		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報取扱事務登録簿に沿って情報を運用したほか、新規に空家バンクに関する取扱事務を登録し、適正に情報を活用した。</li> <li>近隣住民等からの空家所有者等の関する個人情報に関する問い合わせ等には、関係各課において慎重な対応を行った。</li> </ul>	達成	【継続】 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。</li> <li>空家等に関して収集した個人情報の適正な管理のために引き続き必要であるため取組を継続する。</li> </ul>

基本施策	取組 施策	具体的取組		実施する 取組・対応	関係課	関連団体	実施状況	評価（達成状況）	対応の考え方
<b>II 空家等の発生抑制</b> 本市、市民等、関連団体などの多様な主体が密接な連携を図り、空家等に関する対策に協働して取り組むことができる環境を整えることで、空家等の早期発見や、管理不全空家等の発生や増加の抑制を推進します。	1 地域との連携による空家等の発生抑制	(1) 地域との相互情報提供	地域住民や地域生活と密接な関係を持つ自治会や民生委員児童委員等の地域関連団体と連携し、相互に必要な情報を適切な時期に提供しあうことで、空家等の発生抑制につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平白連と民児協への依頼</li> <li>自治会の先進事例研究</li> </ul>	まちづくり政策課 協働推進課 福祉総務課	自治会連絡協議会 民生委員児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会連絡協議会及び民生委員児童委員協議会に計画等の説明を行った。</li> <li>自治会及び民生委員児童委員に対し、周知チラシ回覧の依頼を行った。【再掲】</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・地域との相互情報提供及び空家等の発生抑制のために引き続き必要であるため取組を継続する。
		(2) 高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）との連携	平塚市高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）と連携し、空家等に関する相談が寄せられた場合において、適切な関係機関につなげるなど早期の対応に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャーや管理者等の会議で依頼</li> </ul>	まちづくり政策課 地域包括ケア推進課	高齢者よろず相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシの配架などにより情報提供を依頼した。</li> <li>よろず相談センターへのエンディングノート説明会に出席し周知した。【再掲】</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・空家等に関する相談が寄せられた場合において、適切な関係機関につなげるために引き続き必要であるため取組を継続する。 ・また、今後さらにひとり暮らしの高齢者が多くなり、将来的に空家になってしまう要因の一つと考えられるため、庁内・外の関係機関との連携を強化し、平塚市版エンディングノート「わたしのノート」と合わせた啓発等の効果的な対応を検討していく。【再掲】
	2 空家等の早期発見と対応の充実	(1) 空家等の早期発見	自治会等の地域関連団体や庁内関係課との連携により地域情報を得るとともに、空家等に関する地域巡視を行い、空家等の早期発見に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回の実施</li> <li>職員への情報提供依頼</li> </ul>	まちづくり政策課 協働推進課		<ul style="list-style-type: none"> <li>市内を4つの区分に分割し、定期巡回を実施した。（内訳）A、B及びC区分 年2回程度 D区分（特定空家等及び早急な対応が必要な案件）原則年4回だが、所有者の対応状況などにより適宜実施</li> <li>職員に対して空家等に関する情報提供を依頼した。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・空家等の早期発見のために引き続き必要であるため取組を継続する。（定期巡回の区分については見直しを検討）
		(2) 管理空家等への注意喚起・情報提供	管理空家等の所有者等に対しては、管理不全空家等になってしまわないよう適正な管理を促すほか、利活用についても情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理継続通知とアンケート</li> </ul>	まちづくり政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>広報ひらつかで空家の適正管理を促す周知を行った。【再掲】</li> <li>管理空家等に対して管理継続通知を送付し、引き続きの適正管理を促した。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・管理不全空家等になってしまわないよう適正な管理を促す等のために引き続き必要であるため取組を継続する。
		(3) ごみ屋敷等への対応	ごみ屋敷等その土地が廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、当該ごみ屋敷が管理不全空家等となってしまうよう、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」やその他関連する条例等に基づいて適正な管理を指導します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ屋敷の把握</li> </ul>	環境政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>「いわゆる「ごみ屋敷問題」対策準備会議」に出席し、担当課及び関係各課と情報交換を行った。</li> <li>ごみ屋敷に関する情報提供により、訪問・文書指導等の対応を行った。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・ごみ屋敷が管理不全空家等となってしまうために引き続き必要であるため取組を継続する。
	3 関連団体との連携強化	(1) 事業者関連団体との連携	不動産や法律等の事業者関連団体と協定を締結するなど、連携体制を構築して空家等に関する相談体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談協定の締結</li> </ul>	まちづくり政策課	協定団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連団体8団体と「空家等対策に係る連携及び協力に関する協定」を締結した。</li> <li>協定団体との意見交換を行った。</li> </ul>	達成	<b>【継続（促進）】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・また、相続人等が利活用を検討するために、相談会の実施、家財道具の処分等必要な対応が可能な関連団体等と新たな協定締結等を検討
		(2) 住宅支援関連団体との連携	住宅支援や空家等の管理等に関する関連団体と連携して空家等に関する相談体制を充実し空家等を管理しやすい環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住支援協議会との連携</li> <li>市内関連団体の把握</li> </ul>	まちづくり政策課	神奈川県居住支援協議会 住宅支援関連団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県居住支援協議会との連携により、エンディングノート及び対応マニュアルの作成会議に参画した。</li> <li>神奈川県居住支援協議会と適宜情報共有を行った。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・当該事業は、空家等を管理しやすい環境づくりの推進のために引き続き必要であるため取組を継続する。

基本施策	取組 施策	具体的取組	実施する 取組・対応	関係課	関連団体	実施状況	評価（達成状況）	対応の考え方	
<b>Ⅲ 空家等の適正管理</b>  地域に存在する管理不全空家等に対して適切な指導を行い、管理不全状態の解消と適正管理を進めることで、地域の安心安全の充実に努めます。	<b>1 適正管理指導の強化</b>	(1) 庁内連携による速やかな指導体制の構築	管理不全空家等に関する情報を入力した場合には、不動産登記情報その他から所有者等を確認し、個別の課題について所管する部署と連携しながら、速やかに指導を開始します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正管理指導</li> <li>ワーキング会議の実施</li> </ul>	まちづくり政策課 環境政策課 環境保全課 建築指導課 土木総務課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーキング会議で情報共有をしたほか、特定空家認定に向けた合同立入調査を実施した。</li> <li>空家等情報について相互に情報提供を行い、指導につなげている。</li> </ul>	達成	<b>【継続（促進）】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・また、特定空家等に至らないまでも近隣に大きな影響を及ぼしている管理不全空家等を準特定空家等と定義し、空家法第12条に基づく助言の他、必要な指導の強化を行う。	
		(2) 指導マニュアルの作成	適正管理に関する指導については、関連する部署が連携して対応マニュアル等を作成・運用し、適切な指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアルの運用・見直し</li> </ul>	まちづくり政策課 環境政策課 環境保全課 建築指導課 土木総務課 消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定空家等の部分も含めた、指導マニュアルの改訂を行った。</li> <li>指導マニュアルに沿った適切な指導等の運用を行った。</li> </ul>	達成	<b>【継続（促進）】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・長期間改善が見られない管理不全空家等については、必要な情報を共有するなど連携体制の強化を図り、具体的な対応フローや指導マニュアルを更新し対応していく。	
		(3) 所有者等不明案件への対応	所有者等やその所在が判明しない場合などにおいて、実効性のある助言や適正管理指導が進められる体制を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産管理制度の検討</li> </ul>	まちづくり政策課 行政総務課	空家等対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産管理人制度に着目し、制度研究を進めている。</li> </ul>	達成	<b>【継続（促進）】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等としては、制度研究を進めているところである。 ・今後は、既に協定を締結した関連団体との連携強化や必要に応じて弁護士相談を行うなど事例ごとに可能な対応の具体的な検討を行う。
		(4) 重点対策地区の設定	実態調査等や地域からの情報収集、今後の住宅等の動向により、空家等が多い地区や管理不全空家等の影響が大きいとみられる地区を「重点対策地区」とし、地域巡視や適正管理指導を優先的に行うなど、重点対策を講じます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点地区の設定と重点対応</li> </ul>	まちづくり政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>空家率の高いA区分について、定期巡回を他のB・C区分より多く実施し、定期指導文書を送付した。</li> <li>設定地区の一部について、水道の開栓データを活用したサンプル調査【再掲】を実施した際に新たに発見した管理不全空家等について、必要対応を行った。</li> <li>周辺に影響を及ぼしている管理不全空家等について、都度現地調査及び適正管理指導を行った。</li> </ul>	達成	<b>【取組の見直しを検討】</b> ・平成28年度に実施した実態調査により、空家率が平均よりも高い地域を重点対策地区とし、年間4回、それ以外の地区を年間2回、定期巡回調査及び助言等を行ってきた。しかし、実際に定期巡回していくと、管理不全空家等について、重点対策地区の空家の状態が特に悪いのではなく、状態の悪い空家は地区に関係なく点在していることがわかってきた。 ・空家等景観対策区域、地区計画区域という区域分けについても、空家の状態の悪さと関係性はなく、市全域を巡回していくことが重要であると判断し、定期巡回調査及び助言等を行ってきた。 ・最近では、市が働きかけることで、空家の是正や解体等の動きがある傾向として、駅周辺は、解体等の動きが頻繁である。 ・これまでに定期巡回及び指導等を繰り返してきてきたことで、対応がまったくない空家が増えてきた。 ・今後は、上記の経過を踏まえ、新たな区分けを見直し、定期巡回及び指導等を行っても対応がまったくない状態の悪い空家については、指導等のやり方を検討していく。 ※以上から、空家の多さ、景観への影響、地域ごとのルール等を考慮して「重点対策地区」等を設定してきたが、結果として管理不全空家等は設定区域等を問わず点在していることが分かり、市内全域において変わらない対応をしていくこととする。
		(5) 空家等景観対策区域の設定	空家等が存在することによる景観に及ぼす影響を鑑み、平塚市景観計画に定める景観重点区域を「空家等景観対策区域」とし、本市の景観づくり基本方針を踏まえた上で、重点的な啓発・指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点対応（巡回強化）</li> </ul>	まちづくり政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重点区域にある空家の巡回を行った。</li> <li>周辺に影響を及ぼしている管理不全空家等について、都度現地調査及び適正管理指導を行った。【再掲】</li> </ul>	達成	
		(6) 地区計画区域等での管理不全空家等の早期発見・指導	地域ごとのまちづくりのルールを定めている地区計画区域等では、その趣旨や目的を踏まえ、管理不全空家等の早期発見や速やかな指導により、良好な市街地環境の保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点対応（巡回強化）</li> </ul>	まちづくり政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画区域等内にある空家の巡回を行った。</li> <li>周辺に影響を及ぼしている管理不全空家等について、都度現地調査及び適正管理指導を行った。【再掲】</li> </ul>	達成	
		(7) 延焼の可能性が高い地域での空家等の早期発見・指導	火災発生時に延焼する可能性の高い地域において、管理不全空家等の早期発見・指導に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防との共同巡回・情報交換</li> </ul>	まちづくり政策課 消防署		<ul style="list-style-type: none"> <li>木造建築物密集地域内の空家に関するデータを相互提供し、現地確認の上、対応した。</li> <li>消防と情報交換を行い、現地確認し適宜対応した。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・消防との情報交換は重要であるため、引き続き、この体制を維持していくと共に必要に応じて共同巡回を行っていく。
		(8) 特定空家等の認定	空家等の状況や地域性を考慮の上、認定基準を別に作成して特定空家等の認定を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準の作成と認定</li> </ul>	ワーキング会議 関係課	空家等対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定空家等判断基準を策定した。</li> <li>特定空家等を認定した。</li> </ul>	達成	<b>【継続（促進）】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・特定空家等について、策定済である「平塚市特定空家等判断基準」について、改正された国のガイドラインを基に必要な事項を基準に反映させ、更新していく。
		(9) 特定空家等にかかる代執行の実施	特定空家等において、所有者等が不明の場合や法に基づく助言指導や勧告、命令を行っても必要な対応がなされない場合には、法に基づく行政代執行等により必要な是正、空家等の除却等を行うことを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>代執行事例の研究</li> <li>代執行の検討</li> </ul>	まちづくり政策課 関連部署	空家等対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定空家等認定後の流れを踏まえ、全国の事例を研究し、対応マニュアルに暫定的に盛り込んだ。</li> <li>特定空家等認定後の代執行について、全国の事例を基に研究を進めている。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・所有者等が不明の場合や空家法に基づく助言・指導や勧告、命令を行っても必要な対応がなされない場合には、空家法及び行政代執行法の定めるところに従って、庁内関係各課との連携を強化し行政代執行等による必要な是正、空家等の除去等を行う検討を継続する。
	<b>2 地域の安心安全の充実</b>	(1) 安全確保のための仕組みづくり	周辺への危険が迫る状態の空家等に対し、市が最低限の緊急的な安全確保をすることができるよう、緊急対応・即時執行等ができる仕組みづくりを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対応に関する制度の研究</li> </ul>	まちづくり政策課 行政総務課		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急対応の必要性を鑑み、制度研究を進めている。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・市が最低限の緊急的な安全確保をすることができるよう検討することが、引き続き必要であるため取組を継続する。
(2) 協働による速やかな対応		自治会や民生委員児童委員等の地域関連団体と連携し、それぞれの活動の中で得られた管理不全空家等の情報を共有するなど、管理不全空家等に対して速やかな対応に努め、地域の安全安心を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平自連と民児協に依頼</li> <li>自治会先進事例研究</li> </ul>	まちづくり政策課 福祉総務課 協働推進課	自治会連絡協議会 民生委員児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会に対し取組事例を紹介した。【再掲】</li> <li>自治会及び民生委員児童委員に対し、周知チラシ回覧の依頼を行った。【再掲】</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・管理不全空家等に対して速やかな対応に努め、地域の安全安心の充実のために引き続き必要であるため取組を継続する。	

基本施策	取組施策	具体的取組	実施する取組・対応	関係課	関連団体	実施状況	評価（達成状況）	対応の考え方	
<b>IV 空家等の利活用の促進</b> 市民等、関連団体との協働や連携体制の充実により、空家等を利活用しやすい環境づくりを推進します。	<b>1 利活用環境の充実</b>	(1) 空家等の利活用に関する検討	空家等の利活用環境の充実に向けて、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方に基づき、居住誘導エリア戦略や中古住宅の流通促進など、利活用可能な空家等もしくはその跡地利活用について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>利活用事例の研究</li> <li>都市マスタープランの運用（立地適正化計画の検討と運動）</li> </ul>	まちづくり政策課	空家等対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>利活用事例の研究を進めている。</li> <li>定住促進の観点から、庁内検討チームとして関係各課と施策等について検討を行った。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・空家バンク制度について、関連団体及び関係各課との連携を強化し、より利活用しやすい環境の充実を図る。
		(2) 解体に対する支援についての検討	空家等を解体しやすい環境を目指し、解体に対する助成等を含む支援について、その必要性やあり方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例研究（ワーキング等での意見交換）</li> <li>解体関連補助金等の検討</li> </ul>	まちづくり政策課	空家等対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例や制度の研究を進めている。</li> </ul>	達成	<b>【継続（促進）】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・一方、未だ実際の支援制度は構築していないため、今後は、空家等を解体しやすい環境を目指し、解体に対する助成等を含む支援の充実を図る。
		(3) 空家バンク創設の検討	空家等の利活用に関して、関連団体との連携の下で、利活用が可能で所有者にその意向のある空家等について、それらを借りたい人や買いたい人につなげる空家バンクの創設について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例研究</li> <li>不動産団体と意見交換</li> <li>空家バンク創設の検討</li> </ul>	まちづくり政策課	不動産関連団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設（公民館・福祉村・よろず相談センター等）に周知チラシを配架した。【再掲】</li> <li>不動産関連会社2団体と連携し、空家バンクを開設した。併せて広報、地域紙等で周知広報を行った結果、2件空家バンクとして登録を行い、うち1件は成約し利活用の実現につながった。</li> </ul>	達成	<b>【継続（促進）】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・空家バンク制度について、関連団体及び関係各課との連携を強化し、より利活用しやすい環境の充実を図る。【再掲】
		(4) 住宅セーフティネット制度の活用検討	「住宅セーフティネット制度」について、空家等の利活用の観点において、関係部局と連携しながら活用を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度研究</li> <li>周知啓発</li> </ul>	まちづくり政策課		<ul style="list-style-type: none"> <li>各課の窓口にて住宅確保要配慮者へ切れ目のない対応が出来るようセーフティネット住宅制度及び登録住宅について関係各課に周知した。</li> <li>令和3年度より、空家等の所有者に対して、セーフティネット住宅として登録を促す案内チラシ（神奈川県作成）を送付し周知啓発を行っている。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・住宅セーフティネット制度の活用検討のために引き続き必要であるため事業継続とする。
		(5) 優良ストック化の促進	住宅等が空家等になった場合に、良質な住宅ストックとして市場へ再流通させることができるよう、居住中の既存住宅の耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築指導課との意見交換及び調整</li> </ul>	まちづくり政策課 建築指導課	建築関連団体	建築指導課と意見交換を行った。 →建築指導課により、居住中の住宅に対する耐震性向上を促す活動が行われている。	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・住宅等が空家等になった場合に、良質な住宅ストックとして市場へ再流通させるために引き続き必要であるため取組を継続する。
	<b>2 利活用連携体制の促進</b>	(1) 関連団体との連携による利活用の推進	空家等の利活用に関して、市民等のほか、地域や事業者等、大学、NPO等の関連団体と連携し、地域のニーズ等を考慮した上で、空家等の再流通や地域リノベーションなど、住宅ストックを地域資源として有効活用することを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例研究</li> <li>関連団体の把握</li> <li>モデル事業実施</li> </ul>	まちづくり政策課	空家等対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例収集・研究を進めている。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・関連団体との連携は、利活用の推進のために引き続き必要であるため取組を継続する。
		(2) 庁内での横断的対応	空家等の利活用については、まちづくり分野だけでなく、福祉分野や市民活動分野など、関連すると考えられる部署と必要な連携を図りながら検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーキング等での情報共有</li> <li>庁内情報共有と意見交換（必要に応じて（仮称）利活用部会の設置も視野に）</li> </ul>	まちづくり政策課 関連各課		<ul style="list-style-type: none"> <li>事例収集・研究を進めている。</li> </ul>	達成	<b>【継続】</b> ・実施状況のとおり、計画設定時に位置付けた具体的取組等は、一定以上達成された。 ・福祉分野や市民活動分野など、関連すると考えられる部署との連携は引き続き必要であるため取組を継続する。